

## 第 10 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成 29 年 4 月 28 日（金）午後 1 時 30 分～午後 4 時 10 分

2 場所 市役所本庁舎 地下 1 階 第 10 共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

坂元会長、小野委員、松本委員、角松委員、濱田委員

(2) 大阪市職員

谷川市民局長、吉村市民局理事、平澤市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策について（諮問）

(2) 拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件（3 件）の調査審議

(3) ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

(4) 市に提供された情報への対応について（報告）

(5) 第 9 回会議要旨の確認

5 議事

○森 課長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 10 回大阪市ヘイトスピーチ審査会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の司会を担当いたします、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長の森でございます。どうかよろしく願いいたします。

まず、皆様お手元の資料についてご案内いたします。お手元の資料の 1 枚目に、第 10 回大阪市ヘイトスピーチ審査会次第、2 枚目に配席図をお配りしております。さらにその下に、資料一覧と、2 種類の資料をお配りしております。1 種類目、資料 1 といたしまして、「大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例の施行に関する事項について（諮問）」と題した諮問書の写しがございます。会長席には、諮問書本体を置かせていただいております。また、その他としまして、参照条文も置かせていただいております。配布資料は、以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。それでは、これより議事に入ってまいりたいと思います。坂元会長、よろしく願い申し上げます。

○坂元会長 わかりました。最初に、委員全員の出席をいただいておりますので、本日の審査会は無効に成立をしているということをお知らせいたします。まず、冒頭お伝えさせていただきますけれども、この審査会は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関す

る条例第9条第6項に基づき、個別の案件に関する調査審議の手続きについては、非公開となっております。従いまして、本日はお手元の次第のうち、議題（1）の「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策について（諮問）」のみを公開とし、議題（2）の「拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件（3件）の調査審議」、議題（3）の「ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議」、議題（4）の「市に提供された情報への対応について（報告）」、議題（5）の「第9回会議要旨の確認」につきましても、非公開となります。従いまして、議題（1）が終了した時点で、傍聴の方々及び報道機関の方々には、ご退室をいただくこととしております。この旨、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。まず、議題（1）「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策について（諮問）」でございます。関連する資料は、資料1と参照条文の資料です。それでは事務局より説明をお願いします。

○平澤室長 それでは、資料1「大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例の施行に関する事項について（諮問）」ご説明をいたします。参照条文もつけておりますので、適宜ご覧いただければと思います。まず、資料1の諮問事項でございますが、本市が大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づきヘイトスピーチに該当すると認められたインターネット上の投稿サイトを利用して行われる表現活動につきまして、本件条例第5条第1項の規定により公表する当該表現活動を行ったものの氏名又は名称に関する情報を当該投稿サイトの運営者が取得するために本市としてとりうる方策について諮問させていただいております。

諮問の趣旨でございますけれども、資料1の2でございますが、3点まとめております。

まず、（1）氏名又は名称に関する情報の提供を求める必要性について、条例第5条第1項では、ヘイトスピーチを抑止する観点から、ヘイトスピーチを行ったものの氏名等を公表することができるとされております。一方で、インターネット上の投稿サイトに投稿するという表現活動ですけれども、こちらは、アカウント名で行われるということで、当該表現活動を行ったものの氏名又は名称は一般には明らかにされていません。このため、こうした表現活動がヘイトスピーチに該当する場合に、投稿者の氏名等を公表するためには、氏名等に関する情報を保有している当該投稿サイトの運営者に対して、当該情報の提供を求める必要があるということがございます。

続きまして、（2）でございますが、その際に関係性ということで、2つございます。ひとつは、大阪市個人情報保護条例との関係ということで、大阪市個人情報保護条例第6条第3項におきましては、法令や条例に定めがある場合等を除いて、個人情報は本人から収集することが原則とされております。公益上必要な場合等に

は例外が認められておりますが、その場合は、同条第4項におきまして、大阪市個人情報保護審議会の意見を聴くということが必要とされております。一方で、投稿サイトへの投稿による表現活動がヘイトスピーチであると認めた場合には、今後のヘイトスピーチを抑止する観点から、速やかにヘイトスピーチ審査会の意見を聴いた上で投稿者の氏名等を公表することが条例上求められております。こうしたことから、投稿サイトへの投稿による表現活動がヘイトスピーチに該当すると認めた場合には、条例第5条第1項の規定による氏名等の公表を行うための方策といたしまして、大阪市個人情報保護条例の規定により大阪市個人情報保護審議会の意見を聴くことなく、サイト運営者から氏名等を取得できる条例の規定を設けることが考えられますが、こうした規定を条例に設けることにつきまして、ご意見をお伺いしたいというものでございます。

続きまして、(3)の電気通信事業法との関係でございますけれども、インターネットは情報通信の一形態ということで、電気通信事業法第4条では第1項で何人も電気通信事業者の取扱中の通信を侵してはならないという旨が規定されておりました、第2項では電気通信事業に従事する者は電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならないという規定がございます。このため、本市がヘイトスピーチに該当すると認めた表現活動につきまして、投稿者の氏名等を公表することは形式的には通信の秘密の侵害になる可能性があります。また、サイト運営者が本市からの求めに応じて投稿者の氏名等に関する情報を提供することは、形式上、電気通信事業法の守秘義務違反になる可能性がございます。こうしたことから、ヘイトスピーチ条例第5条第1項の公表を適正に行うためには、本市による投稿者の氏名等の公表やサイト運営者による投稿者の氏名等に関する情報の提供が正当行為として、その違法性が阻却されるようにする必要があると考えられまして、このために、条例改正も含む本市としてとりうる実効性がある方策につきまして、ご意見をいただきたいというものでございます。

説明は以上です。

○坂元会長 ありがとうございます。

表現活動を行ったものの氏名又は名称に関する情報が明らかにならない場合に、その情報を当該投稿サイトの運営者から取得することについては、今ご説明をいただきました諮問書にも記載されているとおりでありまして、大阪市個人情報保護条例や電気通信事業法との関係があり、通信の秘密を守るため法律で定められているプロバイダの守秘義務と表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表し、ヘイトスピーチを抑止することで市民の人権を守るという公益上の必要性の関係をどう捉えるのかという非常にデリケートな問題がありますので、慎重に調査審議をしたいと存じます。ご案内のように、地方公共団体の権能を定めました憲法94条は、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができるというように規定をしております。我々が今調査審議を行っております、大阪市ヘイトスピーチへの対処

に関する条例も第 11 条で「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と憲法との整合性を求めておりますので、今回新たに市長から頂戴しました大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例の施行に関する事項についての諮問も、こうした点も踏まえながら慎重に検討をしたいと思いますが、現時点でご意見あるいはご質問等があればよろしくお願いたします。

○松本委員 よろしいでしょうか。

今会長からご説明頂きましたとおり、今回の諮問については様々な法的問題がありまして、市長の諮問の意図・趣旨は非常に重要であろうと私も思っておりますし、氏名公表のため、氏名情報を取得するために市としてとりうる方策というものがあるとすれば、どういうものなのかということを考える必要性は、理解すべきところと考えております。

他方でそのために、一地方自治体たる大阪市に何ができるかと考えた時に、様々な法的にクリアしなければならない論点があるかと思えます。今、会長がおっしゃったように、まず条例でやるということであれば、条例は法律の範囲内でなければならない、あるいは法令に違反してはならないという憲法や地方自治法の規定がございますので、それとの関連で条例にできる範囲を見定める必要が出てきます。この点は審査会においても検討せざるを得ない論点と思えます。

他方で、法律の方では、諮問書では電気通信事業法について課題のひとつとして挙げておられるわけでありまして、確かに、電気通信事業法というのは、通信の秘密を定めており、その通信の秘密の中には、インターネットでの投稿者の氏名といったようなものも含まれると従来解されておりましたし、おそらくその解釈は定着したものと考えざるを得ないと思われるわけですが、そうだとすると、電気通信事業法がある以上は、それに違反するような、それを乗り越えるような条例を制定するのは、きわめて困難なのではないかと考えるわけですが、他方で、電気通信事業法は、もともとは自由な表現、公然性を有する自由な表現と、秘匿性を有する通信の秘密という対比の中で制定されたものでありまして、電気通信事業法の発想自体が少し古いところがございます。現在では、インターネットの世界がそうありますように、公然性を有する通信というものもあるわけで、公然性を有する通信の場合は、単純に通信の秘密という範疇で捉えることばかりはできない。そのことは、国の法律についても影響を及ぼしており、プロバイダ責任制限法についても、そういった公然性を有する通信といったものを念頭において作られた経緯があると聞いております。そうすると、条例にも、もしかしたらできることもあるのかもしれないと考えるわけですが、この辺も検討次第ということだと思えますけれども、乗り越えるべき法的な論点はたくさんあるのですが、現代的な状況に合わせて、新しい発想というのを取り込む可能性はありうるのではないかと。まだ、現段階では、議論も十分進んでいないということもあって、確信を持って何も言うことはできないので

すけれども、議論の中でもしかしたら従来にない新しい見解を打ち出せる可能性はあるのではないかと考えているところです。

以上です。

○坂元会長 どうもありがとうございました。その他ご意見は、今の段階でございませうか。

○角松委員 今回いただいた諮問書の2(2)と(3)の関係ですけれども、いずれも中々難しい問題をはらんでおりますが、私としては、おそらく(3)の方から議論した方がいいのではないかと考えております。(3)の電気通信事業法との関係において、大阪市が氏名等に関する情報を依頼したときに現実的に入手できる見込みはあるのかどうかということ、まずは検討した上で、入手できそうであるということになれば、大阪市個人情報保護条例との関係を検討することになるのではないかと考えた次第です。以上が、第1点目です。

第2点目ですけれども、(3)の電気通信事業法との関係については、松本委員が指摘された公然性を有する通信の問題は検討する必要はあると私も思いました。それに加えて、本条例における公表というものの性質をどのように捉えるのか、一般的に公表は、情報提供的公表と制裁的公表の区別がされるわけですが、この条例に定める公表がそのいずれにあたるのか、あるいは両方にあるのか、また、公表と拡散防止措置との関係はどうかという点について、論点を整理していく必要があるのではないかと考えました。

○坂元会長 ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

それでは、氏名等の公表を通じてヘイトスピーチを抑止することで、大阪市民等の人権を守るという強い市長の意思が今回の諮問にあると考えますので、今、委員の先生方から頂戴した意見を議論の出発点としながら、今後慎重に内容、論点を整理して、調査審議をしたいと考えます。

それでは、以上で議題(1)「ヘイトスピーチを行ったものの氏名情報を取得するために市としてとりうる方策について(諮問)」は、終了いたしました。これ以降は、非公開での調査審議を行いますので、傍聴の方々、報道機関の方々、ご退室をお願いいたします。

【 傍聴者・報道機関 退席 】

<以下は非公開で調査審議>

議題(2)に進む前に、事務局から、平28-2、平28-4及び平28-5のヘイトスピーチ該当性等に係る諮問については、第9回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、平成29年3月30日付けで、審査会から市長あて、答申を行った旨の経過説明があった。

## 議題（２）拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件（３件）の調査審議

○平２８－４及び平２８－５に関し、市民局から、次のような報告があった。

- ・大阪市として表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定したところ、表現活動が継続されており、表現活動における表現の内容の拡散を防止する緊急の必要があったため、条例第６条第３項ただし書の規定に基づき行う条例第５条第１項による措置として、平成２９年４月５日付けで、当該表現活動に係るインターネット動画投稿サイトの運営者に対して、当該各表現活動に係る当該投稿サイト内の各ウェブページに掲載されている動画について削除の要請を行った。
- ・同月７日に、当該運営者から当該動画を削除した旨の連絡があり、市が確認したところ、当該動画及びそのタイトル・説明文等が削除されていた。

○上記報告に対し、審査会は上記措置は妥当であるとして特段の意見は述べないこととした。

○平２８－２、平２８－４及び平２８－５について、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問があったため、事務局からその内容の説明を受け、３件すべてについて次回以降引き続き審議することとした。

## 議題（３）ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

○継続案件のうち１件について、調査審議を行い、次回以降引き続き審議することとした。

## 議題（４）市に提供された情報への対応について（報告）

○申出以外で市に提供のあった情報のうち、諮問を見送る案件（着信通数２０通）について、市民局から報告を受けた。

## 議題（５）第９回会議要旨の確認

○第９回会議要旨を確定した。

以上